

# 戸籍謄抄本等交付請求書（郵送用）

三島村長殿

年 月 日

① 請 求 者	住所	〒		
	氏名	フリガナ	印	
	生年月日	明・大・昭・平・令	年	月 日
			昼間の連絡先（自宅・勤務先・その他）	
			☎	- -

② 何が必要ですか				③ どなたのものが必要ですか			
戸籍	全部事項証明 （謄本）	1通 450円	通	本籍地			
	個人事項証明 （抄本）		通				
除籍	謄本 （全部事項証明）	1通 750円	通	筆頭者	フリガナ		
	抄本 （個人事項証明）		通				
改製原戸籍	謄本	1通 750円	通	必要な人の氏名			
	抄本		通	必要な方との関係 （請求者からみて）	本人・夫・妻・子・孫（ひ孫）・父母・祖父母 その他（ ）※直系親族以外は委任状が必要です。		
戸籍の附票	全員	1通 200円	通	必要な人の生年月日	明・大・昭・平・令	年	月 日
	個人		通	④ 何に使いますか			
身分証明書		1通350円	通				
その他（ ）			通				

戸籍（除籍）、附票の中に記載が必要な内容があれば、具体的に記入してください。  
 （例） ●●の出生から死亡まで△セット、旧氏●●が分かるもの、●●と□□の親子関係が分かるもの など

この1か月の間に、戸籍関係の届出をされましたか？	月 日に	届を	役所（役場）に提出した
--------------------------	------	----	-------------

■ 記入のときの注意事項

- 三島村は平成25年7月13日に戸籍を一斉改製したため、その日以前に除籍となった人は戸籍全部事項証明（謄本）に写されません。
- 謄本（全部事項証明）は、その戸籍（夫婦とその子ども）の全員を写したものです。
- 抄本（個人事項証明）は、その戸籍の個人（夫婦とその子どものいずれか一人）を写したものです。
- 筆頭者とは、結婚している方は夫または妻、未婚の方は父または母のことです。

■ 請求のときに必要なもの（同封するもの）

① 請求書	昼間の連絡先、電話番号を必ず記入してください。
② 本人確認書類	マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証（記号・番号と保険者番号が見えないようにマスキングされたもの）など、 <u>現住所の記載のあるもの</u> の写し。（パスポートは郵送請求においては本人確認書類となりません。）
③ 返信用封筒	あて先に請求者の住所・氏名を記入し、切手を貼ってください。返送先は、住民登録地です。 ※返信用の切手は交付内容や証明書の数により定形外の郵便料金になることがあります。 ※お急ぎの場合は、速達をご利用ください。その際は速達料金分の切手を併せて貼ってください。
④ 手数料	手数料は定額小為替（郵便局で購入可）をご利用ください。 相続や家系図作成など戸籍をさかのぼって請求される場合は複数の戸籍が必要になります。その際の手数料の目安としては3,000円程度です。
⑤ 請求者と戸籍に記載されている方との続柄が分かる戸籍謄本	請求する戸籍に記載されていない親族の方が請求される場合、親族関係、配偶関係を確認できる戸籍謄本の提出が必要な場合があります。（本村の戸籍等で確認できる場合を除く）

※偽りその他不正な手段により交付を受けた時は30万円以下（戸籍法第133条、住民基本台帳法第47条）の罰金に処せられることがあります。

お問い合わせおよび請求先： 〒892-0821 鹿児島市名山町12番18号三島村役場 民生課 戸籍係 あて ☎ 099-222-3141
---